

農業施策及び地域経済の振興について

(新潟県市長会)

大都市圏と地方の均衡ある発展を図り、地域経済の振興と活性化を図るため、国においては、次の事項について積極的かつ迅速な措置を講じられるよう強く要望する。

1 農業振興施策の充実について

- (1) 農業生産基盤等の整備を計画的に推進するため、農業農村整備に係る諸施策の充実を図るとともに、十分な財政措置を講じること。
- (2) 農地中間管理事業について、更なる農地の集積・集約が推進されるよう機構集積協力金制度を継続するとともに、十分な予算を確保すること。
また、農地中間管理機構関連農地整備事業に係る予算を十分に確保すること。
- (3) 日本型直接支払制度について、地域の実情に応じた取組が尊重され、推進できるよう制度の充実を図るとともに、十分な予算を確保すること。
- (4) 水田活用の直接支払交付金について、地域の裁量を広げ、より産地の地域特性に応じた戦略が反映できるよう、産地交付金を拡充するなど、支援水準の維持・拡大に必要な予算を確保すること。
また、水田活用の直接支払交付金を早期に法制化すること。
- (5) やむを得ず農用地区域内において開発を行う場合の運用等について、農業振興地域制度に関するガイドラインを見直すなど、地域の実情に応じた弾力的な対応を図るとともに、農業振興地域の変更の権限を都市自治体に移譲すること。
- (6) 主要農作物種子法廃止後も、優良種子の普及等が引き続き可能となり、種子技術の国外流出等がないよう、万全の対策を講じること。
- (7) 大規模農業に適した平地のポテンシャルを活かし、農業の国際競争力を強化するため、用排水経費など、低平地農業地域に対する財政支援制度を創設すること。
- (8) 中国での原発事故に伴う米の輸入規制措置について、撤回するよう国の責任において働きかけること。
また、中国向けの米の輸出量を拡大するため、日本海側に中国向けの米の輸出指定登録施設を設置すること。
- (9) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策について、畜産農家から高く評価されていることから平成 31 年度以降も継続して実施すること。
- (10) 中山間地域での営農継続に向け、鳥獣被害防止総合対策交付金の予算を十分に確保するとともに、地域の実情を踏まえた採択要件に見直すこと。
また、有害鳥獣の捕獲体制の維持・強化のための総合的支援を講じること。
- (11) 豪雪地帯において、米から園芸作物等への転換を図り競争力のある農業を推進するため、除雪作業のためにビニールハウス等の周辺をコンクリート舗装することについては、農地として扱い転用許可を不要とするなど弾力的に運用すること。

2 林業振興施策の充実について

- (1) 平成 31 年 4 月に施行される森林経営管理制度について、国の責任において、市町村に対し十分な説明を行うとともに、林業経営者に対しても制度の周知を図ること。
- (2) 国産材利用を推進するため、C L T (直交集成板) の普及対策を強化すること。

3 エネルギー政策の推進について

- (1) 公共性の高い鉄道事業等の自営電力発電施設について、電源立地地域対策交付金の対象施設となるよう制度を改善するとともに、交付額の算定根拠について、透明性を図ること。
- (2) 洋上風力発電施設の設置を実現するため、電力網と系統連系の強化、技術開発や研究・養成機関の設立など、総合的な支援措置を講じること。
- (3) 再生可能エネルギーの更なる導入拡大に向け、既存電力系統を最大限活用するなど実効性のある運用改善を早期に図ること。

4 地域経済の活性化について

- (1) 新たな地域経済の担い手を創出するため、地域創造的起業補助金について、十分な財政措置を講じるとともに、創業支援事業計画に係る登録免許税の軽減措置を拡充するなど、創業促進に資する支援施策を拡充すること。
- (2) 商店街のアーケードや防犯カメラ等の共同施設を今後も適切な形で管理することができるよう、平成 26 年度まで実施した「商店街まちづくり事業」などの支援施策を創設するとともに、既存支援制度の拡充を図ること。
- (3) 原子力発電所周辺地域の産業振興と雇用促進を図るため、UPZ 区域自治体においても、原子力発電所所在地域と同等の企業立地支援を講じること。